

通路における作業基準

項 目	基 準	急 所
01 手続きと要領	<p>工事担当課は必要事項を記入し作業前日までに関係部署の認印を受ける。</p> <p>許可後、決められた標識を受けて要所に配置し、万全の処置を施したのちに着工する。</p> <p>作業終了後は速やかに返却する。</p>	
02 道路占有作業	<p>重量物のコロ引き、長尺物（10m 以上）の運搬。</p> <p>道路にウインチや、レッカー車等を据えて行う工事。</p> <p>積み込み、荷降ろし等で道路を塞ぎ通行に支障をきたす作業。</p> <p>道路を横断する配管用の足場組や、埋設管に関する工事で通行を妨害する作業。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消火栓、消火器、火災報知器の周辺 5m 以内に設置しない。 ・交通の妨害となるような物件を放置しない。
03 その他 (02 に準ずる作業)	<p>やむを得ず道路を作業場所とする工事。</p> <p>夜間通行に危険と判断する時。</p> <p>その他担当者が常識で必要と判断する時。</p>	